

1 給料のしくみ



国立病院機構の

医師の給与は、独自の給与規程に基づき支給
 医長以上は、業績が給与に反映される年俸制の仕組みを導入

年収について



※ 上記の平均金額は1年間在職した各役職における職員の総支給額(税金や社会保険料等を控除する前の額)の平均であり、個人によって、基本給(年齢、経験年数の長短)、年2回の賞与(NHO在職期間、評価結果)、勤務実績に応じて支給される手当(超過勤務時間数、宿日直回数等)、生活関連手当(扶養手当等の有無)によって差が生じます。

※ () 内の金額は、令和5年度の各役職において、上記の要因により最も低い金額を参考値として記載しています。

2 業績年俸とは

～能力が活かされる給与制度～



年俸

月例年俸 + 業績年俸(賞与)

月例年俸

年額の12分の1ずつを毎月支給

業績年俸(賞与)

- 毎年6月と12月に年額の2分の1ずつ年2回支給
- 医長以上は、「個人・病院」の業績を業績年俸(賞与)に反映
※ 最大前年度の+20%

個人業績と病院業績の配分

院長	病院業績(100%)
副院長	個人業績(50%)、病院業績(50%)
部長	個人業績(80%)、病院業績(20%)
医長	個人業績(100%)

※ 病院業績は経営面と医療面の業績を反映

POINT

- 年1回の昇給あり
- 月例年俸の他
扶養手当等の各種手当を支給